

# 決済用普通預金

令和2年4月1日現在

1. 商品名	決済用普通預金	
2. 販売対象	・法人及び個人。	
3. 期間	・定めません。	
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位	
5. 払出方法	・随時払い戻しできます。	
6. 利息 (1) 適用金利	・無利息	
7. 税金	_____	
8. キャッシュカードの 利用と手数料	・キャッシュカードのご利用ができます。 ・金庫所定の手数料を頂きます。	
9. 付加できる 特約事項	・個人のお客様の場合 総合口座のお取り扱いができます。 (総合口座貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%を 上乗せした利率です。) 給与、年金等の受取口座に指定できます。 デビットカードサービスのご利用ができます。 公共料金などの自動振替口座としてご利用いただけます。 ・法人のお客様の場合 公共料金などの自動振替口座としてご利用いただけます。	
10. 中途解約の 取扱い	_____	
11. 金利情報の 入手方法	_____	
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置  紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は 業務部(9～17時、電話:03-3279-4480)にお申出 ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京 弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護 士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望 されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または 全国しんきん相談所(9～17時、電話03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の 弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただ くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客 様にもご利用いただけます。その際には、①お客様の アクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の 弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛 争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護 士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあ ります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部も しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考 となる事項	・預金保険制度の付保対象商品です。利息が付かない等の条件を 満たしているため全額保護の対象となります。 ・但し、決済用総合口座の担保定期預金は決済用預金ではないので、 当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して 1,000万円までと、その利息が保護されます。 普通預金から決済用普通預金への切替は出来ませんが、決済用 普通預金から普通預金への切替は出来ません。	